

平成29年度第1回長野県地方税制研究会（専門部会を合同開催）

日 時：平成29年5月1日（月）午後1時30分～3時30分

場 所：長野県庁議会棟3階 第一特別会議室

1 開 会

（大槻企画幹兼課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第1回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の大槻直樹と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきます。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

また、本日は専門部会との合同開催とさせていただきます。よろしく願いいたします。

2 あいさつ

（小林総務部長）

長野県総務部長の小林透と申します。

本日は、委員の皆様方大変お忙しい中、またゴールデンウィーク中にお集まりいただき、ありがとうございます。

大北森林組合補助金不正受給に関する判決が3月28日にあり、その後、地裁判決が確定したところでございます。この件につき、私ども反省すべきは反省し、しっかりと受け止めているところでございます。また、この判決について様々なご意見をいただいております。そうした点につきまして委員の皆様にお詫び申し上げるとともにしっかり取り組んでまいります。

お忙しい先生方には、常日ごろ県政発展のために各般にわたりまして、格別のご理解、ご協力を賜りまして、本当にありがとうございます。

長野県森林づくり県民税を議題として、これまで2回にわたり熱心にご検討いただいたところですので。とりわけ前回は、超過課税を行う際の基本的な論点について、あるいは住民によるチェック体制の重要性についてご意見をいただきました。

この森林税も2期目の最終年度になり、トータルで10年目になります。様々な取組をしてまいりましたが、整備が進みにくい里山が残っているなどの課題も明らかとなってきたところですので。

本日は、第2期課税期間が終了する今年度末時点で、未整備のまま残る里山を今後どう進めていくべきか林務部から説明し、改めて税制の面から皆様のお考えをお伺いできればと考えています。

委員の皆様方におかれては、様々なお立場から、また大所高所からのご提言、ご示唆を賜りまして本日の研究会が有意義なものとなりますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(大槻企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。小林総務部長は公務のため、これで退席させていただきます。なお、本日は沼尾委員と堀越委員がご都合により欠席されております。

次に、お配りしてある資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、次第に記載の配布資料一覧のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。

それではこれより会議に入らせていただきます。会議の進行は、研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしく願いいたします。

3 会 議

(1) 長野県森林づくり県民税について

(青木座長)

それでは第3回目の税制研究会を始めさせていただきます。先ほど総務部長からもお話ありましたが、少し整理をさせていただきます。第1回目で大北森林組合補助金不正受給について説明がありまして、約2.25億円が森林税から失われたということをお聞きしました。その上で、知事はじめ県職員の皆さんの二度とこのようなことを起こさないという努力を信じて、現状と今後の検討をしましょうということにいたしました。

この点、我々が森林税継続の報告書を出した後、ほとんど何も報告を受けておりませんでしたので、ようやく第1回目のところで多少の説明をいただいた、ということになります。

第2回目、より重要なんですが、税金のあるべき姿について審議をさせていただき、水本先生からも、「あるべき姿のままでやるべきだ」とお言葉をいただきました。あるべき姿と現状の森林税との間には大きな乖離がある、ここまでは委員全員の合意を得ています。

残る課題は、独自に増税をして森林行政を行っているのに、必要性や目標がどういうことになっているのか。それをお聞きするのが今回の研究会の目的とお考えください。

ですから、今回については林務部の説明を聞く場とご理解ください。我々の研究会は、公開で行うことにより県民の方にも説明をしていきたいという考えで行っています。メディアの方々も大勢おいでいただいて大変ありがたいと思っております。ぜひ、県民にきちんと説明していただきたいというのが私からのお願いです。

本日は、森林行政並びにこの10年、我々が「問題あるぞ」と指摘したところも含めて、林務部からご説明いただきたいと思っております。

前回、税のあり方の中でも強く指摘してきたように、目的税として担当部局が決まってくると、その部の既得権化、固有財源であるかの意識が芽生えてくる。ですから、余計に情報公開はきちんとやらなければいけない。

4年半前に情報が出されないで、座長の憤懣やるかたないというような新聞記事もありました。我々もやむを得ない選択をしたと思っておりますが、当時は税制研究会、ひいては県民に向けて情報公開をする意欲がほとんど見られなかった。それどころか、森林税の目標や林務部が行っている政策につべこべ言うな、継続とだけ言えばいいんだと詰め寄られました。結論から言えば、税制研究会はその圧力に押し負けたのかもしれませんが、さすがに補助金不正受給事案もありましたから、4年半前とは姿勢が変わっているだろうと期待をしております。

4年半前、私が詰め寄られたちょうどその時期に、補助金不正受給事件が進んでいたわけですから、我々としては不信感を消すことが非常に難しい。本日説明いただきますが、お役所的なつじつま合わせだとか事後釈明的なことが続くのであれば、不信感を払しょくすることはさらに困難になってくる。補助金不正受給事案が起きた時に、水本先生もおつ

しゃっていましたが、責任を取って研究会委員を辞任すべきではないかということまで考えていたわけです。

この4年間で変わったぞ、情報公開もするし目標も県民に説明をしてご判断いただきたいのだという姿勢で説明していただければと思います。

10年間も独自の増税を続けてくると、いろいろな意味で不都合がおきてまいります。改めて考え直す機会がぜひ必要であろうと思っております。本日は林務部から森林税を用いて何を行っていて、不祥事も踏まえ、これからどうしたいのかというお話をお聞きしたいと思っております。我々は県民に代わってチェックするのが役割だと思っておりますので、先生方には批判的な目でお聞きいただければと思います。それでは資料2の説明をお願いいたします。

(千代森林政策課企画幹)

森林政策課企画幹の千代です。よろしく申し上げます。

資料2の「里山整備等の今後の方向性」について、ご説明いたします。

今回説明いたします案でございますが、今後森林づくり県民税を継続「する・しない」に関わらず、これまで1期・2期と取り組んでまいりましたが、長野県にとっての里山の存在や、そこでの人々の関わり方など、今後の里山の整備や管理はどうあるべきか、また、それに向けてどのような施策を講じていくべきか、といった視点でまとめております。

はじめに資料2の1ページをご覧ください。

こちらでは県内の民有林の状況を、大きく概念的に分けて整理しています。縦軸が行政による支援の必要性、横軸が公益性かあるいは経済性を求めるかという区分のもとで、長野県の民有林66万1,000ヘクタールをざっくりと区分したものです。

右側から、林業振興に取り組む森林、今回一番のメインである里山として管理する森林、さらに左側が公的に管理する森林、下段が自然の推移に委ねる森林という大きな区分です。ここに面積を入れてありますが、この面積はあくまで概念的に整理している合計面積で、実際の山では、こういう4つのパターンの森林が細かく入り組んでいる状況ですので、この絵は分かりやすく概念的に整理したものということでご覧いただければと思います。

この区分ごとに、どうやって整備していくかを整理したものが2ページ目のイメージ図になります。林業振興の場所では、基盤整備をし、機械化を進めながら効率的な生産を行っていく、木材を循環的に利用していくための整備となります。一方、公的管理が必要な場所については、現状ある針葉樹林を間引きしながら、そのあとに広葉樹を誘導し、災害に強い針広混交林、これは針葉樹と広葉樹が適度にまじりあった森林ですが、こういったものに誘導していくというものです。さらに、里山の部分については、もう一度、人の多様な関わり方を復活させて、里山の持続的な管理に繋げていきたいというものです。一番下、自然の推移に委ねる森林は、記載のとおりです。

3ページをお願いします。それぞれの区分の考え方をご説明します。

まず、林業振興に取り組む森林です。ここについては、平成24年度から、国の補助制度が施業地の団地化前提の要件に変わってきている中で、そういった形を取り入れながら、生産性・効率性を追求した林業生産活動を推進しているところでございます。

里山として管理する森林であっても、林業振興に取り組めるような条件がそろっている場所は、できる限りこの右側のゾーンに追い込むような努力をしながら、今まで取り組んできております。

4ページをご覧ください。

現在、真ん中の左にありますように、長野県の民有林の所有形態は、一番多いのが個人所有林です。全体の4割を占める個人所有林のうち、7割は1ヘクタール未満の非常に零細な

森林となっています。こうしたものは、里山に集中してあることから、なかなか整備が進まないことが課題となっています。

素材生産の生産性は3.72立方メートルで、全国よりも低い状況です。最新のデータでは、徐々に上がってきているという状況でございますが、長野県は間伐中心でやっているということで、西日本のような、最終の収穫のための主伐、こういった施業が進めば今後伸びていくものと考えております。

右側の課題にありますように、施業を進めるに当たって前提となる集約化については、団地化が求められています。所有者を探したり境界を確定したりという部分では、まだ効率化の余地があります。また、伐採・搬出の低コスト化も非常に大きな課題です。運搬・流通の効率化というものも、今後に向けては大きな課題であるととらえております。

いずれにしても、林業振興に取り組む場所については、今後も様々な取組を展開しながら、生産性・効率性の高い、できるだけ補助金に頼らないで自立的な取組に誘導していくべきものと考えています。

5ページをお願いします。林業振興に取り組む森林で、現在取り組んでいる施策の方向性です。

まず、集約化については、境界の明確化を図り、できる限り最新のシステムを使って、見える化を進めていくことも重要だと考えておまして、長野県では全国に先駆けて航空レーザー測量を完了しており、今般いろいろな補正を加えて、GIS上で見える化が可能となってきました。こうしたデータを駆使し、見える化されたものを踏まえて、今後効率的な管理や整備の推進に繋げていく計画です。また、一番右側にありますように、国の補助金を積極的に活用しながら作業を進めていきたいと考えています。

伐採・搬出については、路網や機械整備は当然必要ですが、今後本格化する主伐に備えて、伐採・搬出・再造林の一貫システムの導入を進めるために、今年度からモデル的な事業を始めてまいります。その他にも、右にありますような国庫補助事業の取組を続けてまいりますと考えております。

また、運搬・流通についても、同様に国の事業を取り入れながら、新しい形のシステムづくりに取り組んでまいり所存です。

こうした、林業振興の部分では、国としても林業成長産業化に向けた様々な政策が打ち出されている状況で、国の事業を活用していくつもりです。

次に6ページをご覧ください。ここは公的に管理しなければならない森林です。こちらは水源の涵養や防災・環境としての機能を発揮していく上で重要な森林です。

具体的なイメージは7ページです。

現状に記載してありますように、突発的な集中豪雨等によって、災害が発生する中で、県民の世論調査を見ても、森林に対して求める声というのは、災害防止が一番強いものとなっています。そうした声を踏まえながら、現在は災害に強い森林づくりを進めているところです。右に記載のとおり、針葉樹を中心に強度間伐をしながら光を当てまして、針広混交林に誘導し、そこに治山施設を補完するような形で、災害に強い森林づくりを進めています。また、最新の知見に基づく取組についても進めており、次の8ページになりますが、航空レーザー測量等の最新データを使用して、森林の危険箇所をGIS上で見えるようになってきましたので、こうした箇所を確認しつつ、山地災害危険地区や保安林の指定を進め、右側にありますような事業を進めています。

この公的管理という場所についても、基幹となる治山事業などありまして、防災面という観点から国の手厚い支援がある区域となります。

9ページをお願いします。

里山として管理する森林は、今説明しました2つのタイプの森林の中間に位置し、ここが

現在森林税で県民の皆様からご支援をいただいている場所となります。ここは、本来、集落周辺で県民に近い場所にありながら、放置されてしまっている森林です。ここをどうしていくかということが大きな課題です。

10ページをお願いします。

この里山として管理する森林は、68,000ヘクタール程度と推定しており、森林税第2期までに既に整備を実施してきましたので、未整備で残る森林は、大体35,000ヘクタールほどとなる見込みです。こうした残る場所は、今まで進めてきたところから見ると、さらに所有が細かく、かつ、権利関係も複雑になっているなど、なかなか整備が進めにくい条件の里山となっております。

11ページをお願いします。

こうした中で、里山整備の今後の方向性については、これまで取り組んできた中で、いろいろな課題が見えてきています。そうしたことから、森林税がある、ないに関わらず、何らかの対策、整備が必要だと考えております。

まず1点目は、今後整備が必要な里山については、みんなで支える森林づくり県民会議や地域会議等において、いくつかご意見をいただいております。整備が進まない森林の全体像をわかりやすく説明する必要があるとか、着実に実施できる量を精査した上で取り組む必要があるのではないか、森林GISなどの技術も活用して、県民に分かるような形で可視化をしていくべき、といった意見をいただいております。現在、こうしたご意見を踏まえて、実施箇所を特定する方向で作業を進めておりまして、その点は後程説明いたします。

次に2点目としまして、里山整備への地域の関わりについては、里山資源を地域みんなで盛り上げて取り組むことが重要だとか、あるいは、不在村所有者や不明所有者等の課題がある中で、今後は地域全体で管理する必要があるのではないか、あるいは、地域の山をどう守っていくか、地域の意識を統一していかないと非常に難しい時期を迎えている、というご意見をいただいております。そうした中で、市町村や地域住民が主体となって取組を推進するような仕組みが必要ではないかという問題意識を持っているところです。

3点目の担い手については、伐採の技術を持った多様な担い手、主体がもっと育成されるべきであろうと、あるいは、コーディネートできるような人材の確保が重要だろうと、見通しを持てるような人がいて、そこを中心に進めることが大事だろうというご意見をいただいております。こうした点を踏まえると、地域による管理などを支援する体制づくりやそのための人材育成ということにしっかり取り組んでいく必要があるという問題意識を持っております。

また、4点目の里山整備等の見える化については、皆さんに成果や取組を知っていただくことが必要だとか、あるいは、その成果をしっかりと他の地域にも波及できるような形にすべきだというご意見もいただいているところです。いずれにしても、県民の皆様身近に感じられ、成果が見える取組を推進すべきだという問題意識を持っております。

次に12ページをお願いします。

今11ページの1番目で説明いたしました、整備が必要な箇所を特定・検討する作業を行ったものでございます。先ほどの森林税第2期末で未整備となって残ります約35,000ヘクタールを、1つには災害の起こりやすさ、これは林野庁の調査要領に基づいて現場の条件からa、b、c、dの4段階で判定しました。

次に2つ目として、県民生活への影響度、これは、集落や道路等、暮らしていく中で保全すべき対象のものからの距離、位置関係でエリアを絞り込みました。

このように、1番目に災害危険度、2番目に生活への影響度といった視点で、先の35,000ヘクタールを絞り込み、さらに3番目として、その絞り込んだエリアを、森林の混み具合から整備の緊急度を評価して面積を試算しました。

なお、これらには最新の航空レーザー測定の調査結果を活用しておりますが、とりまとめ作業について全県分がまだ終了していないことから、現時点では、すでに解析が終了したものを全県分に割合を当てはめて試算しております。

その結果が、次の13ページでございます。

中ほどの図をご覧ください。

縦軸に災害の危険度を4つのランクで分けてあります。そして、横軸に、保全対象からの距離を、50メートル以内、50超200メートル以内、200メートル超といった3段階で評価しました。

この結果、もっとも災害危険度が高く保全対象に近いものが、4,000ヘクタール、左上の方にありまして、こちらは「緊急的な要整備森林」として、里山整備ではなく、公的な管理、治山事業による整備を検討してはどうかという形にいたしました。

その上で、ランク a の保全対象50～200メートル以内の場所とランク b の200メートルまでの場所を「優先的な要整備森林」と仮にさせていただきました。さらにランクと距離に応じて、ご覧のとおり「経過観察」、「現状維持」といったような振り分けをいたしました。

その上で、ここにあります「優先的な要整備森林」15,000ヘクタールについて、森林の混み具合で3段階に評価しました。評価方法は、林野庁の山地災害危険個所の評価で用いられた指標を用いております。

結果としましては、その下の表にありますとおり、特に緊急な整備が必要な場所が3,000ヘクタール、今後時間の経過により整備の緊急度が増す場所が10,000ヘクタール、現在のところ整備は不要と考えられる所が2,000ヘクタールとなりました。

なお、これらはいくまでも試算でありますし、今後、精度を上げる作業を並行して進めてまいります。また、実際の現場では、こうして振り分けましたそれぞれの箇所が、まとまりのある一団の森林となっておりますので、どのように整備を行うべきかといったことも箇所ごとに検討が必要になってくると思われまます。

そうした中で、次の14ページをご覧ください。

今後に向けた方向性としては、先ほど4つの方向性を説明いたしましたが、一つは箇所を特定して取組を推進すること、二つ目は市町村や地域住民等が主体となった取組をしていくということを申し上げました。

具体的にはこのページの真ん中に記載していますが、この左側にあります、優先整備箇所の見える化が、前ページで説明させていただいたような試算であります。こうした目に見えるものを、できるだけ地域の皆さんにお示ししていったらどうかということ。その上で、身近な森林としてどのような利用・管理をしていくのか、市町村や地域の皆さんのご意見を踏まえて、整備・利用箇所をあらかじめ特定していったらどうか。それから、整備・利用の方針について、そうした合意形成を図っていく上で、地域主体で里山の整備・利用を進めるような仕組みを作っていく必要があるのではないかと考えておりまして、そうした仕組みに繋がるような取組を誘導してまいりたいと考えております。

それから、右下に記載いたしました「里山整備利用地域」というものがございます。これは、長野県の森林づくり条例に基づく本県オリジナルの地域認定制度であります。こうした地域認定を行うことで、整備箇所の特定制業を進めていくということも1つの手法ではないかと考えているところです。

また、次の15ページですが、③担い手については、現在森林所有者あるいはNPO、Iターン者など多様な担い手が関わるような仕組みが必要だと考えております。現在、長野県には信州フォレストコンダクターが30名、林業士が400人以上いらっしゃいますので、こうした人たちが地域の中の取組に対して、助言が行え、手助けができるような仕組み作りをしっかりと考えていきたいと思っております。

また、④見える化については、多くの県民の皆様の見える場所について、間伐材の活用を進め、木質化をするような取組、あるいは「木の駅プロジェクト」のような形、これは軽トラとチェーンソーで休日等に薪材をみんなで出して、晩酌代程度を稼ごうというもので、最近県内でも何カ所か広がりを見せておりますが、こうした地域の皆さんに実感できるような取組、こうしたものをしっかりと持続的に地域の中で行えるような仕組みを考えていく必要があると考えています。

いずれにしましても、森林税の延長する、延長しないといった議論の以前に、今回続けてくる中で、里山整備を進める上では様々な課題があることが見えてきておりますので、こうした課題の中で、仕組みとしての方向性をしっかりと整理し、対応していきたいと考えております。

次に16ページをご覧ください。

こちらは、今説明した中にありました「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づく「里山整備利用地域」の認定制度を少し紹介してございます。認定する地域には「里山整備利用推進協議会」が設置されまして、森林所有者との協定と独自の活動計画に基づいて、里山の整備や利活用を進めるものでございます。これは現在5地域が認定されておまして、今後認定地域の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

参考事例としまして、17ページに塩尻市の「山のお宝ステーション事業」を紹介いたしました。15ページの方向性③④の取組のイメージでございます。森林所有者自らが、軽トラやチェーンソーを使って間伐材を搬出し、地域の薪ステーションで薪用に加工して販売する取組で、市のバックアップによる技術講習会等も実施され、スタートして3年経ちましたが、取扱量も増加し定着してきているということでございます。

18ページには、伊那市の地域の里山づくりの取組を紹介いたしました。これまで手つかずの里山に松くい虫被害が広がってきたことを契機として、定年退職者を中心とする区民の有志の皆さんが「上牧里山づくり」という団体を立ち上げまして、地元の信州大学の専門家などのアドバイスも受けつつ、公民館や地域のサークル、小学校や保育園の子供たちを巻き込んで、森林公園や遊歩道など整備して、2～3年で地域コミュニティーの場へと再生された例でございます。

これらの取組には、取っ掛かりに何らかの行政支援があったわけですが、多様な皆さんを巻き込みながら、行政支援が将来的に無くなっても、地域に里山への愛情を持った人たちを育てていくこと、それが自立的な里山管理へと繋がっていくのではと考えております。

以上、里山整備等の今後の方向性について、説明させていただきました。

(青木座長)

ありがとうございます。今ご説明いただいたところで、疑問なりご意見なり、ご発言ください。

(水本委員)

資料13ページの里山の整備必要面積の試算について。上の表と下の表の関係についてご説明願います。

(千代森林政策課企画幹)

上の表は、未整備で残った35,000ヘクタールについて災害の起こりやすさと県民生活への影響度で絞り込みを行ったものです。下の表は、仮に、優先的な要整備森林15,000ヘクタール、ランク a・b で200メートルまでの部分で緊急的な要整備森林が4,000ヘクタール

と仮置きし、里山整備を検討すべき場所が15,000ヘクタールだと仮定したときに、その15,000ヘクタールを下に引っ張ってきて、航空レーザー測量で判定した森林の込み具合を3段階でフィルターにかけたという整理です。

(水本委員)

緊急的な要整備森林が4,000と優先的な要整備森林15,000の計が19,000ヘクタール、そこから整備不要の2,000ヘクタールを除いた17,000ヘクタールが今後5年間で整備が必要な森林面積ということになるのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

上の表は、いわゆる地形と道からの距離で見た森林の状態です。そこが、おっしゃるとおり19,000ヘクタールあります。災害の起こりやすさという観点から整備の必要があるだろうと考えております。ただ、間伐すべきかは森林の状態に依存しています。その15,000ヘクタールを森林の状態により区分しますと、非常に込み合っているものが3,000ヘクタール、一定程度込み合っていて今後整備が必要なものが10,000ヘクタール、現状はあまり込み合っていないものが2,000ヘクタールありまして、2,000ヘクタールはとりあえず様子を見てもよいのかなと考えておりますけれど、4,000ヘクタールの中にも整備が不要なものが若干あると考えておりますけれど、おそらく2,000ヘクタールを除いた17,000ヘクタール程度が何らかの整備が必要となってくる。大雑把に言うと水本委員のおっしゃる通りです。

(宮崎委員)

同じ表に私も疑問があります。「航空レーザー測量の解析が終了した県下約4割の結果から全県分を推計」との記載がありますが、数字が独り歩きしてしまうこともありますので、どの程度信頼できる精度なのか、ということと、全県分の算定はいつごろになるのかについて伺います。

(長谷川森林づくり推進課長)

精度についてですが、6割分については解析終了の4割から比例配分をしています。1,000ヘクタールくらいはずれのかもしれないかもしれませんが、倍になるということはない、というくらいの感覚を持っています。

全県分の作業については、できれば次回の研究会までに終わらせたいと進めているところです。

(三井委員)

2点お願いします。今出ている資料の13ページ、距離の部分で、50メートル、200メートルと基準を設けているがその必要性の度合いを教えてください、というのが1点。また、資料の前提として、必要性の大小と公益性・経済性の観点から森林を4つに分けていますが、「公的に管理する森林」と「林業振興に取り組む森林」の整備を国庫補助で行うとあるのですが、現状では国庫補助のみで足りるのか、という2点についてお聞きします。

(長谷川森林づくり推進課長)

1点目、13ページの方からお答えします。保全対象からの距離は、災害発生の規模で区分しております。毎年のように起こる比較的小規模な災害は9割方50メートル以内におさまっているという調査結果があります。数年に1回程度の中規模な災害が200メートル以内。10年に1回程度の大規模な災害ですと200メートルを超えてくる。そのような観点から大ま

かに分けさせていただきました。

もう1点についてですが、大きく4つに分けさせていただいた右と左の部分、林業振興的にまとめてやる部分と公益的機能の発揮のために公的に管理する部分と、それぞれに国の事業が組み込まれています。長野県が必要としている国庫補助について量的に足りているかということについては、そういうわけではないのですが、考え方として、国庫補助が手当てされているということになっています。

(青木座長)

他にはよろしいでしょうか。後でお出しいただいても結構です。それでは、資料3、前回の議論に関する説明ということをお願いします。

(福田森林政策課長)

森林政策課長の福田です。よろしくお願ひいたします。

資料3をご覧ください。

前回の研究会でご指摘いただきました課題について、「森林づくり県民税導入に際しての論点」として整理をしましたので、一部前回と重複する部分もありますが、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

前回の研究会において、「超過課税の根拠」について、『長野県独自の「新たな行政」がなぜ必要とされるのかという理由の説明と県民の同意』が必要、として、①～⑤に記載のご指摘をいただきました。

まずは、森林税導入の際、「新たな行政」と超過課税の必要性の説明はどうであったか、という点でございます。

「第1期の取組の必要性」については、森林税導入当時、県内の人工林の多くが、間伐が必要な森林であり、今後約10年間で間伐を実行すべき先送りできない時期を迎えていました。

平成19年度の県全体の間伐面積は年間18,000ヘクタールと見込まれましたが、20年度以降の5年間では、113,400ヘクタール、年平均で22,680ヘクタールの間伐が必要と見込まれていました。

特に集落周辺の里山は個人所有などの私有林が多く、既存の支援制度では整備が進まず、独自の支援制度の創設が必要な状況でございました。

下の棒グラフをご覧くださいと、白地の18,000ヘクタールが従来の財源による間伐、網掛けの部分が整備が進みにくい里山における、「追加的に実施が必要な間伐」になります。

この追加的に実施が必要な間伐、5年間で23,400ヘクタールを進めるために、様々な方法を検討し、最終的に、森林づくりに必要な費用を県民が等しく負担するという点と、行政コストの面から「県民税均等割の超過課税方式」として年1人当たり500円の負担をいただくことになったものでございます。

2ページをお願いします。

第2期については、目標とする面積の考え方を修正しております。里山として管理する森林のうち、特に緊急に整備が必要な里山を対象を絞り込み、15,000ヘクタールを目標面積としました。

なお、整備対象は、第1期と同様、従来の施策のみでは整備が進みにくい里山とし、独自の支援制度が必要との考え方で、森林税を継続しています。

第2期の目標面積設定の考え方についてです。

まず、民有林66万ヘクタールのうち、①集落周辺の個人有林で、森林としてのまとまり

が1ヘクタール未満で、②かつ、保安林や、一人で5ヘクタール以上の森林を所有している方の森林を除き、「里山として管理する森林」を68,000ヘクタールとしました。

このうち、第1期の5年間で整備済みの23,000ヘクタールを控除し、第2期当初で、間伐が必要な里山を45,000ヘクタールといたしました。

このうち、水源のかん養や土砂災害防止等の機能の発揮が緊急に求められる森林や、間伐の効果が減少する60年生を迎えようとしている高齢級の森林を対象に絞り込み、第2期に間伐を行う面積を15,000ヘクタールとし、これを目標面積としてございます。

3ページをお願いします。

森林税導入前の既存の森林整備事業と、里山の整備を進めるための森林税活用事業の補助率を比較したものです。前回もご説明をさせていただきましたので、ポイントのみ申し上げます。

既存事業に記載の国庫補助事業については、記載のような内容で補助率は10分の7となり、残り10分の3は所有者負担になります。

また、県単独事業については、国庫補助の対象とならない整備を支援していますが、補助率は10分の5であること、さらには予算規模が国庫に比べて大変小さいものとなっております。

里山整備を進めるための森林税活用事業は、国庫補助金に森林税で上乗せをする国庫活用事業と、森林税のみの税単独事業がありますが、いずれも補助率を10分の9とし、これまで整備が進みにくかった里山、具体的には集落周辺に位置する私有林のうち10年以上施業が放置され緊急に機能回復が必要な森林の間伐、を所有者の負担軽減を図りながら進めることとしました。

4ページをお願いします。

前回の研究会において、「国庫補助事業との区別について」、「新たな行政」と国庫補助事業とを明確に区別すべきであることご指摘いただき、特に「地方交付税の算定上財源が措置されている国庫補助事業の補助裏に超過課税税収を充当すべきではない」とのご指摘をいただきました。

国庫補助事業に係る従来事業と森林税活用事業の関係について、下半分の太い点線の囲みの中で整理をさせていただきました。

上段の既存事業では、標準経費に対する補助率が10分の7、その内訳は国庫が51%、一般財源が19%になります。一般財源の部分は、いわゆる県の義務嵩上げ分でございます。

一方、下段の森林税活用事業は、標準経費に対する補助率が10分の9、その内訳は、国庫が同じく51%、これに森林税で39%の上乗せをしています。

この森林税39%については、県の義務嵩上げに相当する部分が19%、任意の嵩上げが20%という内訳になります。

森林税の導入時から、国庫補助金を活用して県負担分に森林税を充てることについては、県民説明会やパブリックコメントの際などに説明をまいりましたが、改めて当時の説明を確認したところ、国庫補助事業の森林税の嵩上げ分39%の中に、従来の「義務嵩上げ」に相当する19%分を含めている旨の説明が十分ではありませんでした。

前回のご指摘のとおり、義務嵩上げ分は地方交付税措置の対象であることに鑑みれば、ここに森林税を充当することに関して、事前に丁寧な説明を行うべきであったことは大きな反省点だと考えています。

5ページをお願いします。

こちらは第2期に移行する際に論点となったポイントでございます。

大きな囲みの下、左半分の囲みと右半分の吹き出しで説明いたします。

まず、第1期の取組として、整備の進みにくい里山を中心とした森林整備を行うため、

森林税による切捨て間伐への支援を行いました。

課題として、間伐材等の森林資源の利活用によって、地域の継続的な森林整備を促進することが求められている点が挙げられました。

このため、第2期では、森林税で実施した箇所での間伐材の搬出を促進することとしました。

内容は、森林税活用事業による間伐材が県内で加工又は消費が可能な場合、山土場までの搬出集積経費として、1立方メートルあたり3,500円の支援を行うものでございます。

この結果、H25～27の3年間で6,000立方メートル弱の搬出が支援の対象となり、実績も伸びていることから間伐材の搬出に向けて一定の効果はあったと考えられますが、目標に掲げたような大幅な増加には至りませんでした。

伸び悩んだ主な要因は、評価の欄に記載いたしましたが、特に路網整備や機械導入等の基盤整備が支援対象外であることや、間伐材の加工・消費先を県内に限定したことなどが挙げられると考えています。

6ページをお願いします。

同じく、第2期に移行する際に論点となったポイントとして、市町村が行う、きめ細かな森林づくりの取組に対して支援する「森林づくり推進支援金」がございました。

第1期の取組としては、整備が進みにくい里山を中心とした森林整備を補完し、市町村が行う地域固有の課題などに対応する取組に支援することとしました。

交付対象については、

- ① 森林整備の推進に関する事業
- ② 間伐材利用の促進に関する事業
- ③ 県民参加による森林づくりの促進に関する事業
- ④ その他特に必要と認められる事業

としました。

また、県の補助金等の対象事業は交付対象から除外しています。補助率は10/10以内、施設の整備については3分の2以内でございます。

第2期に向けて本研究会から、「市町村からすれば使い勝手がいいが、長野県の超過課税による財源であることへの説明責任を果たせていない」とのご指摘を受け、第2期から一番下に記載したような見直しを行っています。

まずは、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう、支援対象を長野県森林づくり指針の三つの基本方針（①みんなの暮らしを守る森林づくり、②木を活かした力強い産業づくり、③森林を支える豊かな地域づくり）に関する事業に限定しました。

また、事業選定基準に、森林づくり指針の方針を明確に位置づけ、選定や事後評価に当たって、各現地機関単位に設置している「みんなで支える森林づくり地域会議」が関与することにより、県のチェック体制を強化しています。

資料の説明は以上になりますが、これまでご指摘をいただいておりますとおり、超過課税をお願いする以上、透明かつ具体的に説明することが不可欠であり、当時そうした姿勢に欠ける点があったことを率直に反省し、今後、より丁寧な説明に心がけてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。説明は以上です。

(青木座長)

それでは、質問、ご意見がありましたらお出してください。

(半谷委員)

資料の2ページですが、吹き出しの3つめ、「水源の涵養、土砂災害の防止等の機能の

発揮が求められる森林」や「高齢の森林」に対象を絞り込み、これに該当するのが45,000ヘクタール中の15,000ヘクタール、ということでしょうか。

(福田森林政策課長)

はい、そのとおりです。

(半谷委員)

ここに森林税の多くを充てたということですか。先ほど、こういうところは公的に管理するというお話だったのかな、と思ったのですが。資料2で4つに分けたところで言うと、むしろ公的管理の森林では、という単純な疑問を持ったのですが。

(長谷川森林づくり推進課長)

分かりづらいところがあって申し訳ありません。資料2の1ページをご覧ください。

下の方に「公益性」と「経済性」の矢印がございます。森林の基本的な考え方としまして、公益性がある部分もございますし、木材としての経済性もあるという中で、グラデーションのようなものと、とらえております。特に公的な管理が必要な公益性の高いところは、法律上も指定があり、伐採の制限がかかったりという中で、防災事業も比較的入るとい形になってまいります。比較的、資源の状態や山の地形が良かったりして搬出コストがかからない、金もうけがしやすいという場合には右手（林業振興に取り組む森林）になりますけれど、何の公益性もないのか、と言われると、一定の公益性もあって、法律上の様々な縛りがあつたりいたします。

元に戻りますけれど、里山の所有の規模が細かいところで、法律上伐採の制限はない68,000ヘクタールの中で、市町村なりが作っているデータベースの中で、公益性の視点を強く求めるような森林を抽出したということで、うまく言えないのですが、里山として管理する森林の中でも比較的左手よりの方から優先していったというふうにイメージしていただければと思います。

(高端委員)

資料をどう理解するのかという質問です。資料3の2ページで15,000ヘクタールを絞り込んでいて、資料2の1ページでも森林を4つに分け、里山として管理する森林のうち、13ページで整備の緊急度でさらに分けている。違いなり共通点を整理するとどうなりますか。

第2期に間伐を行う里山15,000ヘクタールをお決めになった時と、資料2の13ページにあります、第2期末時点で未整備となる里山のうち、今後どれだけのところを優先的に整備すべきかを「災害の起こりやすさ」とか「県民生活への影響度」とかで決めているわけですが、今回、精緻化されたとか、変わったということなんだろうが、逆に言うと、第2期の時にどういう手法でお決めになったのか教えてください。

(長谷川森林づくり推進課長)

結論から申し上げますと、やり方は変えております。資料2の13ページの方でお示したやり方の方がはるかに精緻なやり方になっております。航空レーザー測量という方法で、上空から地形や森林の状態を把握する技術が急速に発達し実用化され、情報としても得ることができたということです。資料3の2ページの前回のやり方というのは、行政が把握している森林のデータベースを用いました。市町村や所有者の方々と一緒に作る、森林簿というものがありますが、この森林簿のデータを用いて、どういう森林であるのか、

所有の規模はどれくらいなのか、こういった機能が求められているのか、ということがデータベースになっています。そういったデータを用いてやらせていただいたのが 15,000ヘクタールです。ただ、長野県の森林 66 万ヘクタールのデータベースをきっちりと作るのは大変な作業でして、間接的に推計している部分もたくさんあります。実態と若干乖離している部分もあり、現場との適合を図っていかなければならない部分もあります。今回、上空からという精度の問題はありますが、実測をしておりますので、これまでのやり方よりも現場の実状を反映していると思います。

(高端委員)

資料 2 の 13 ページのやり方は、精度の高いものだと思うのですが、今回の面積算定は災害危険度を基準にしているわけです。逆に言うと、第 2 期の初めにあたっては、レーザー測量も使わなかったけれど、水源涵養機能とか樹齢とかも勘案されていた、と理解したんですが。その辺は検討されたのですか。今回は災害危険度的な観点でもつばら切り分けているのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

確かに、資料の 13 ページの整理は山地災害の発生を重視して算定しております。水源涵養の観点については、前回からは抜けているという部分がありますので、多少考えなくてはいけないことかもしれません。林齢の問題、60 年生の問題は直接に入っていないのですが、込み具合という形で下の表に入れている部分が要素としては近いところがあります。ここら辺は方向としては同じ視点が持っているとっております。

(三井委員)

資料の 5 ページの一番下の「評価」の部分ですが、ここに第 2 期の目標が未達成である理由がいくつか載っております。今後、森林税を使うなりして森林の整備を進めていく中で、目標未達の原因に対応する施策を考えているのか教えてください。

(長谷川森林づくり推進課長)

まだ精緻なところには至っていないのですが、やはりそこは対応していかななくてはいけない問題だと思っております。資料 2 をご覧ください。第 2 期は、間伐をメインにしながらも副次的に搬出を考えていたのですが、里山資源の活用というのも一体的に、ただの整備だけではなく、考えていかななくてはいけないと考えております。今、大雑把な考え方として持っていますのは、資料の 14 ページ「対応の素案」をご覧ください。2 つの側面を考えていかななくてはいけないと思っております。1 つが、災害発生の観点から整備を進めるべきところが分かってきておりますので、ここはぜひやっていきたいと考えています。

一方、とびとびに、断続的に分布をしている状況があります。地域の中でここだけ整備してくださいと言っても、なかなか意欲がわいてこないこともある。一方、地域の中では身近な森林をうまく活用していきたいというニーズ、薪、キノコ、山菜、それから鳥獣被害対策のための整備等、様々な形で整備・利用したいのだというニーズがあります。

様々な形でここを活用したいのだと、地域の中で里山についてご検討いただけないかと。そういったものに対して整備を進めていく。必要であれば簡単な基盤整備、機械の整備などにも支援できないか、それはまだ検討段階ではありますが。第 2 期の目標の是非はありますが、里山資源の活用を進めることができなかと考えています。

(高端委員)

おっしゃったことは今後検討を進めるもので、まだ決まっていない段階だとは思いますが、「間伐材の加工・消費先を県内に限定して搬出支援」する要件をつけたために進まない、あるいは「路網整備や機械導入等の基盤整備を対象外」としたことにより使い勝手が悪いといった、そういうことをどう変えようというお話ですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

そもそも間伐をする際に材の利用が前提にはなっていないで、伐採をした後に可能であれば搬出をしていくという、二段構えとも言いますか、そういう状況になっています。支援も間伐は間伐、搬出は搬出という組み方をしましたので、場合によっては間伐をする主体と有効活用のために搬出をする主体が違うというケースもあったりして、必ずしも一体に行われていなかったという面があります。

まずは、搬出も含めて検討していくのかどうか、事前に地域の中で合意形成をやっていこうという仕組みの変更が1点。基盤整備は対象外になっておりまして、やりたいんだけど道がない、機材がないから搬出できないというケースも聞いております。この里山整備の世界でどこまで支援対象にできるかはいま検討中です。加工消費先を県内に限定している問題については、平成29年度から運用の改善をし、要件を広げ、県外でも可能とする見直しを行いました。

(高端委員)

切捨間伐も補助対象としているのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

切捨間伐が補助対象です。

(半谷委員)

今のお話の中で、第2期の対象はそもそも切捨じゃないんですよね。

(長谷川森林づくり推進課長)

何度も同じご質問をいただいて、我々の事業の組み方が分かりづらいというのが原因かなと思っております。第2期の税事業の中では、搬出にシフトしていくべきだというご意見をいただき、大きく2つの対応をしております。1つは、ある程度木材の生産なりが持続的に可能な地域なのか、そうでないのか、という中で対応を分けております。木材生産が可能な地域でかなり本格的な搬出間伐が可能なものについては、搬出間伐と言っていますが、これは税事業の外側で行おう、従来の国庫補助の7割補助の世界でやっていこうと。将来的にはそういったことは可能だけれど、現時点で難しいところについては、団地化する計画を立てさせたうえで、9割の補助を入れて切捨間伐をやると。切捨間伐をした間伐材について、本格的には無理かもしれないが、有効利用の観点から搬出が可能で、薪として出せるようなものを搬出経費を支援するので里へ出しませんか、という二段構えで行っています。

(半谷先生)

事業が分かりにくいというよりは、資料をお出しいただければ。間伐材の搬出については第2期でも従来の森林税の対象ではなかったのですか。切捨間伐が第1段階で、可能であれば搬出をし、そちらも支援する。切捨間伐は森林税の支援対象であるが、搬出支援は森林税の補助対象ではないということでしょうか。それから、搬出するための道の整備も

補助対象ではなかったし、今後も対象ではないけれど、総合的にやっていくという趣旨でしょうか。

(長谷川森林づくり推進課長)

第1期については、搬出については森林税で支援してまいりませんでした。切捨間伐のみです。第2期を始めるにあたってご指摘をいただいたので、先ほどのような形に変えさせていただきました。森林税の事業の中では切捨間伐をすることと、1立方メートル当たり3,500円の支援をするというところまで、第2期ではやらせていただきました。ただ、道の整備や機材というところまでは支援の対象とはなっていない。今後はやるべきなのかどうかを検討していきたいということです。

(青木座長)

林務部の説明以外で、お聞きになりたいことがあればお出しください。いかがですか。私の方から、体系的ではなくバラバラで申し訳ないのですが、4点ほど質問させていただきます。

1つは、これは4年半前にも求め、林務部には一切拒否されたものです。今のご説明の中でも「税の事業の中では」という言葉が挟まっていたりして、要は森林税が導入される前は何をやっている、そこから何が変わったのか、というものが我々全く分からないので、必要性を説明されると、ああ、そうなんだろうな、とは思いますが。そもそもの税の論点でも明らかになったように、一般財源が足りなくて押し出したり流用したりして何かやっているんじゃないのか、と疑いを持つのが我々の立場です。そこをチェックしないといけなくなると、以前何をやられていて、森林税を入れたことによりどう変わるのかも含めて、林務行政が何をやっていたのか、里山に限定してもしなくてもいいです、私は4年前から里山以外も含めて全部教えてくださいとお願いをしているのですが、一切教えていただけなかったものですから、改めてのお願いです。導入の前後でどう変わったのか。これは財政課の方にもぜひお伺いしたいと思うんですが、予算額も含めて、特に東京からきている我々は基本的には財政が専門ですから、やはり数字がないと、どうしても信用しかねる。予算配分等々も含めて教えていただければというのが1つめのお願いになります。ちょっと大きなことなので、今日、お答えは無理かなと思います。

必要性を県民に訴える場合、本当に予算が足りないのか、森林税を入れなければならないのか、というところが重要な論点になります。従来の長野県の林務行政が何をやられていて、森林税を入れたことでどういうものが新たな行政としてできるようになったのかということをお教えいただきたい。特に予算の中身も含めて林務行政の中で今も疑問が渦巻いているように、搬出部分がどのくらいで、切捨部分がどれくらいかという資料が一切ご説明がないものですから、どの程度の割合なのか、ということが全くイメージできない。ですから、このあたりをお教えいただきたいのが1つめです。

2つめが、1つめとかぶるんですが、10年間の成果がどうなっているか。これを知らないことには、次って言われても…ということになります。言い方を変えますが、この10年間の総括、成果を示していただければと思います。

もう一言申し上げますと、県民の方の素朴な気持ちとして、いつまでやるのかな、というのは感じると思うんですね。特別な増税です、という説明を受けながら、10年やって成果がこれです、と。さらに今後の整備を聞いても、いつまでやるんだろうというのは強く感じますので、これも含めてご説明いただければと思います。

3つめ、ここから具体的な話になってまいりますが、森林税の用途の中で補助裏の割合といいますか、10年前と4年前に、目標を設定して必要金額が出てくるはずですが、補助

裏を想定する割合はどれくらいだったのか。前回からの審議の過程で明らかになったように、第2期の目標未達の原因の1つが国庫補助事業の変化だとおっしゃっている。そもそもこの補助事業の割合ってとても大きかったのかな、と想像するんですが、もしも本当に国庫補助事業の割合が大きいのだとしたら、目標設定自体が国の政策に振り回される可能性が高い決め方であったのかな、と推測してしまうわけです。現状も含めて補助裏の割合を教えてくださいということですが。

4つめ、市町村支援金が税収の約2割とお聞きしていますが、森林税が6.8億円くらいとすると、大体1.3億円くらいかなと思うんですが、これと間伐目標設定との関係があるのかなのか、まず教えてくださいと思います。つまり、間伐目標面積が設定されるわけですが、市町村支援金は市町村イニシアティブ、これ自体がいいことだとは思いますが、森林税を設計した10年前に、この2割は市町村にいき、残りの8割でこの間伐面積を計算された、という理解であっているのかどうなのか。

市町村にいく部分は県民にどのように説明されてきたのか、ということ非常に疑問に思います。森林税、こういうことで必要ですよ、と目標設定される中に市町村にいく2割が入っていないとするとどういうふうに県民に説明し、それが受け入れられたのかどうなのか、ということ非常に疑問に思います。

私の知っている限りで申し上げますと、市町村支援金の割合が2割というのは大きいように思うのですが、他県の状況も教えてください。部分的に似たようなものがあるとは聞いたことがあります、ここまで大きいのはちょっと珍しいのかなと思います。

以上、4点のお願いですが、財政的な数字でお教えいただけると大変ありがたいです。本日、何かお答えいただけることがありましたらお願いします。

(長谷川森林づくり推進課長)

今、数字で正確にお答えできるものがないので、次回お答えしますが、3つめの補助裏の割合はかなり高かったであろうと考えています。今、手元にある実態としての数字、面積ベースで見ますと、第2期が始まった平成25年度が約3,300ヘクタールのうち2,800ヘクタールが国庫補助で行われ、平成26年度で2,100ヘクタールのうち1,800ヘクタールが国庫補助事業です。県民の皆様にお願ひするときに、どのくらい国庫補助を想定していたのかというのは調べてみないと分かりません。

実体として国庫補助の影響をかなり受けやすいものであったと思います。

(青木座長)

今の数字でいきますと7割～8割が補助裏事業だと。

(長谷川森林づくり推進課長)

はい。

(三井委員)

9割補助の対象となった事業の全部において、県の義務負担19%分にも森林税が充てられていたのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

そのとおりです。森林税を活用させていただく事業については他の事業と区分けして「みんなで支える里山整備事業」として実施させていただいており、県単の場合は90%を税財源で、国庫補助を活用する事業については、義務負担19%と上乗せ20%の合計39%に

森林税が充てられています。

(高端委員)

資料3の4ページで「従来の義務嵩上げ」つまり今の19%分に森林税を充てるのは適切ではないというか、説明が十分ではなかった点を反省しなければならないということですが、今後、この19%分に森林税を充てないようにすべきかどうか、県では何かしらの議論はあるのですか。「大きな反省点である」とは資料に書いてありますが。

(福田森林政策課長)

これから真剣に考えていかなければいけない問題と思っています。いわゆる一般財源であり、充てることはできないとは考えてはおりませんが、交付税措置されているかどうかを当てはめて考えてきたことがなかったものですから、こういう議論のある問題について分かりやすい説明をしてこなかったという点が反省点であると考えております。次期の議論についてはご提言を承りながら考えてまいります。

(青木座長)

非常に重要な論点でありますし、国の政策に振り回される危険性が非常に高いやり方をずっと続けてきたということが今日明らかになりましたので、これも含めてこれからどうすべきかということだと思います。高端先生、追加でございましたら。

(高端委員)

いずれにしろ研究会なり専門部会なりで我々の見解を出さなければいけないと思っています。もし、それで19%部分に充てないということになれば、現在の均等割500円から引き下げる案もあり得なくはないと思いますので、非常に重要なポイントです。

(水本委員)

森林税に充てていたのは任意嵩上げ分の20%分だけで、義務嵩上げ19%は資料3の4ページの上の図の国庫補助事業の義務嵩上げ19%と同じ扱いではなかったのですか。

(福田森林政策課長)

森林税活用事業につきましては、19%分にも森林税を充てさせていただきました。

(水本委員)

上も下も義務嵩上げ19%で同じ数字。森林税と一般財源とダブルで県民からいただいたのではないかと思ったものですから。

(青木座長)

おっしゃるとおり、その部分、一般財源を代替しています。

(宮崎委員)

前回、「基金残高は4.5億円の見込み」との回答があったのですが、実際どのくらいになったのか教えていただきたい。国庫補助に振り回されるという難しさが使い残しに影響しているのかということ、また、このままいくと年間税収に匹敵するような金額が基金に積みまれているのですが、それについては林務部としてどのように評価しているのか、その基金をどのように取り扱っていくつもりか、教えてください。

(福田森林政策課長)

基金の残高については、出納整理期間中で決算がこれからですので、確定しておりません。

国庫補助事業の割合が大きく、それに左右されるという制度ではないか、とご指摘いただきましたが、評価は大変難しいのですが、逆に言いますと国庫補助で動かせるような、大きくまとめられるような部分が少なくなっている現状がありまして、おそらく今後の方向としては、税単独でやっていく部分がある程度増やさないと進めていけないのではないかと考えております。その点、平成29年度の予算についても単独事業の割合を増やしております。

今後、基金残高についてどうするつもりか、ということは、今後どのようにお願いしていくかということと併せて検討してまいります。

(青木座長)

ここは重要な点ですので、数字が確定次第、教えてください。想像するに、基金残高は先ほど出た4.5億円より増えるのではないですか。今の基金も含めて質問は5点とします。次回、お答えください。

本日は抽象的でも仕方ないかなと思って聞いておりましたが、数字の裏付けを持ってご説明いただきたいなということ、大分厳しいことを申し上げましたが、我々も県民の皆様に責任がありますので役割を果たさなくてははいけない。我々に説明するのではなく、県民の皆様に説明するのだという姿勢で情報をお出しいただければと思います。ぜひよろしくお願いたします。

失礼な言葉がありましたらお詫びをして、事務局にお返しいたします。

(大槻企画幹兼課長補佐)

委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては整理をさせていただき、それを踏まえまして次回の研究会を開催させていただきたいと思っております。

4 閉 会

(大槻企画幹兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。ありがとうございました。